

## 主 文

- 1 被告B 1 及び被告B 2 は、原告A 1 及び原告A 2 に対し、連帯して、それぞれ3 3 0 0 円及びこれに対する令和3 年9 月2 6 日から支払済みまで年3 %の割合による金員を支払え。
- 5 2 原告A 1 及び原告A 2 のその余の請求並びにその余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告A 1 及び原告A 2 に生じた費用の1 0 0 分の3 と被告B 1 及び被告B 2 に生じた費用の1 0 0 0 分の1 を被告B 1 及び被告B 2 の負担とし、原告A 1 及び原告A 2 に生じたその余の費用を同人らの負担とし、被告B  
10 1 及び被告B 2 に生じたその余の費用とその余の原告らに生じた費用をその余の原告らの負担とし、被告a 町に生じた費用は全部原告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1 項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 15 被告らは、原告らに対し、連帯して、それぞれ1 1 万円及びこれに対する令和3 年9 月2 6 日から支払済みまで年3 %の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

- 20 本件は、原告らが、被告B 1 及び被告B 2 が被告a 町における町議会議員選挙の選挙人名簿抄本を閲覧した際、タブレット端末で撮影する方法により原告らの個人情報を取得した上、その画像データを被告B 2 の支援者に送信し、もって原告らの個人情報をその承諾なく流通に置いたことが不法行為に当たるとともに、被告a 町職員が、被告B 1 及び被告B 2 の閲覧に際して使用の禁じられている機器の所持を確認する等の対応を怠ったなどと主張して、被告B 1 及び被告B 2 に対しては共同不法行為、被告a 町に対しては国家賠償法（以下  
25 「国賠法」という。）1 条1 項に基づき、各1 1 万円（慰謝料1 0 万円と弁護士費用1 万円の合計額）及びこれに対する不法行為日より後の日である令和3

年9月26日（選挙実施日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による  
遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

1 関係法令等の定め

別紙のとおり。

5 2 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

ア 被告a町においては、令和3年9月26日に町議会議員選挙（以下「本  
件選挙」という。）が実施されたところ、原告らは、いずれも同日以前か  
らa町に住民登録し、本件選挙の選挙人名簿に登載されていた者である。

10 イ 被告B2は、令和3年4月頃までF社の新聞記者として活動していた  
が、同月末日に同社を退職した後、本件選挙に立候補し、当選した者であ  
る。

15 ウ 被告B1は、令和2年3月実施のb町議会議員選挙に初当選し、本件選  
挙当時、b町議会議員であり、被告B2から依頼を受け、本件選挙におけ  
る被告B2の選挙活動について助言等を行っていた者である。

(2) 選挙人名簿抄本の構成

20 被告a町の投票所は第1投票所から第5投票所まで合計5か所あるとこ  
ろ、本件選挙の選挙人名簿抄本（以下「本件名簿」という。）は、全ての選挙  
人情報がA4版のバインダー1冊に投票所順に綴られていた。また、選挙人  
情報は横書きの表形式で記載され、氏名、生年月日、性別、住所等の欄が設  
けられ、各欄に各選挙人の個人情報に記載されている（以上、甲2〔4頁及  
び資料1〕）。なお、本件名簿の登載者は合計6377人であった（弁論の全  
趣旨）。

(3) 本件名簿の閲覧及び撮影等

25 ア 被告B1及び被告B2は、被告B2の選挙用はがきの送付先情報を取得  
する目的で、本件名簿を閲覧することにし、令和3年9月7日、被告B2

の母であり支援者であるC（以下「C」という。）とともにa町役場を訪れた。そして、被告B1及びCは、同役場の副町長室において、本件名簿の閲覧を行った。なお、被告B2は、この閲覧には加わずに副町長室を退室した。

5 イ 被告B1は、前記アの閲覧の際、持参したタブレット端末を用い、本件名簿の選挙人の氏名、生年月日、性別、住所等が記載されたページを撮影した（以下「本件撮影行為」という。なお、撮影範囲については、後記のとおり争いがある。）。

10 ウ 被告B1は、令和3年9月7日、被告B2の支援者であるD（以下「D」という。）に対し、選挙用はがきの宛名ラベルを作成するため、撮影した本件名簿の画像データを送信した（以下「本件送信行為」といい、本件撮影行為と併せて「本件撮影行為等」という。）。

### 3 争点

- 15 (1) 本件撮影行為等の対象として原告らの個人情報が含まれていたか否か（争点(1)）
- (2) 本件撮影行為等の不法行為該当性（争点(2)）
- (3) 被告B2が被告B1と共同して本件撮影行為等をしたか否か（争点(3)）
- (4) 本件名簿の閲覧に関する被告a町職員の過失及び違法性の有無（争点(4)）
- (5) 原告らの損害の有無及び額（争点(5)）

### 20 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件撮影行為等の対象として原告らの個人情報が含まれていたか否か）について

（原告らの主張）

25 Dは、被告B1により撮影された画像データ（甲18の1の1ないし18の2の2）を基に、選挙人の氏名及び住所等をまとめた一覧表（甲16の2ないし16の7）及び選挙用はがきの宛名ラベル（甲17の1ないし17の

3) を作成した。これらの証拠によれば、被告B 1は、少なくとも約1500人分の選挙人の情報を撮影したものと認められ、その撮影範囲は全投票所分に及ぶと考えられる。

したがって、本件撮影行為により、本件名簿に登載されていた原告ら全員の情報が取得されたと認められる。

(被告らの主張)

否認する。被告B 1が撮影した本件名簿の範囲は約40ページ、約800人分の選挙人の情報にとどまる。撮影された画像データの中に、原告A 2以外の原告らの個人情報が含まれていたか否かは不明である。

(2) 争点(2) (本件撮影行為等の不法行為該当性) について

(原告らの主張)

本件撮影行為は、本件事務処理要綱所定の閲覧方法に違反して原告らの個人情報を不当に取得する行為である。また、本件名簿の内容を取り扱うことができるのは、申出者及びa町選挙管理委員会から候補者閲覧事項取扱者として承認を受けた者に限られるところ、本件送信行為は、公職選挙法28条の4第1項に違反するとともに、原告らの個人情報をその承諾なく流通に置く行為である。よって、本件撮影行為等は不法行為に該当する。

(被告B 1及び被告B 2の主張)

争う。被告B 2は、a町選挙管理委員会に対し、本件名簿の閲覧に際して、閲覧の申出を行い、また、被告B 1は、この閲覧申出について候補者閲覧事項取扱者として承認を受けた。したがって、被告B 1及び被告B 2の閲覧は、適法な手続による閲覧であって、本件名簿の登載者には開示を受忍する義務があった。

そして、本件撮影行為は、本件事務処理要綱に違反するものではあったものの、同要綱は行政機関内部における内規であるから、これに違反することをもって不法行為上の違法とはならない。また、被告B 1及び被告B 2は、

画像データをDを含む3人のみが閲覧できるグループチャット内で共有したのであって、本件送信行為をもって原告らの情報を流通に置いたとも評価できない。

(被告 a 町の主張)

5 本件撮影行為が、本件事務処理要綱所定の閲覧方法に違反することは認め  
る。

(3) 争点(3) (被告B 2が被告B 1と共同して本件撮影行為等をしたか否か) に  
ついて

(原告らの主張)

10 本件名簿は膨大な分量であるのに、その閲覧に当たったのは被告B 1とC  
の2名のみで、閲覧時間も短時間にとどまっている。また、被告B 1は、閲  
覧の際、本来必要のないタブレット端末を持ち込んでいる。このような閲覧  
態様に照らせば、被告B 1には、当初から書き取りではなく、本件撮影行為  
15 によって選挙人の氏名及び住所等の情報を取得する意図があったというべき  
である。

そして、被告B 2は、本件選挙の立候補者であり、その選挙活動全般につ  
いて被告B 1と協議していたと推認されることから、本件撮影行為について  
も被告B 1と被告B 2が協議の上で行ったものと推認される。

したがって、本件撮影行為等は、被告B 2が被告B 1と共同して行われた  
20 ものと認められる。

(被告B 1及び被告B 2の主張)

否認ないし争う。被告B 1は、タブレット端末と共に外付けキーボードを  
持参していたから、当初から本件名簿を撮影する意図を有していたわけでは  
ない。また、被告B 2が、本件撮影行為を知ったのは、閲覧終了後に被告B  
25 1から報告を受けた時点であり、事前に被告B 1が本件撮影行為等に及ぶこ  
とを認識していない。

(4) 争点(4) (本件名簿の閲覧に関する被告 a 町職員の過失及び違法性の有無)

について

(原告らの主張)

本件事務処理要綱においては、カメラ等による撮影やコピーが禁止されて  
5 いるのであるから、被告 a 町職員は、被告 B 1 及び被告 B 2 の閲覧に先立  
ち、使用が禁止されている機器の所持を確認し、そのような機器を所持して  
いる場合には、その使用が認められていないことを明確に告知し、必要に応  
じて事務局で預かる等の対応をすべきであったが、被告 a 町職員はこれを怠  
った。かかる過失により、原告らの個人情報への侵害が発生したのであるか  
10 ら、被告 a 町は国賠法 1 条 1 項に基づく責任を負う。

(被告 a 町の主張)

争う。被告 B 1 は、本件撮影行為当時、現職の b 町議会議員であり、被告  
B 2 は本件選挙への立候補を予定していた者であった。したがって、被告 a  
町職員は、被告 B 1 及び被告 B 2 が本件名簿の閲覧に関する定めを承知して  
15 いると考えていた。また、公職選挙法は選挙関係者のみならず広く一般に周  
知されており、本件事務処理要綱もインターネットで閲覧可能である。この  
ような事情からすれば、職員がタブレット端末を用いた本件撮影行為を予見  
することはできなかった。

5 争点(5) (原告らの損害の有無及び額) について

(原告らの主張)

被告らの不法行為等により、原告らには次の損害が生じた。

(1) 慰謝料 各 10 万円

原告らは、被告らの不法行為等により多大な精神的苦痛を受けており、少  
なくとも原告ら 1 名につき 10 万円が認められるべきである。

25 (2) 弁護士費用 各 1 万円

弁護士費用は、原告ら 1 名につき、慰謝料額の 1 割に相当する 1 万円が不

法行為等と相当因果関係のある損害となる。

(3) 合計額

前記(1)及び(2)の合計額は、原告ら1人につき11万円である。

(被告らの主張)

5 争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前掲前提事実、後記各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

10 (1) 被告B1及び被告B2による本件名簿の閲覧の状況

ア 被告B2は、令和3年4月末日をもって勤務先であったF社を退職し、同年5月又は6月頃に本件選挙に立候補することを決意した。そして、被告B2は、当時、b町議会議員であった被告B1に対し、自身の選挙活動の手伝いを依頼した。(乙68、69、被告B2本人〔1・2頁〕)

15 イ 被告B1は、被告B2に対し、選挙活動として選挙用はがきを選挙人に発送することを提案し、その送付先情報を得るため、本件名簿を閲覧することにした(乙68、69、被告B1本人〔2頁〕)。

ウ 被告B1、被告B2及びC(以下、3名を総称して「被告B1ら」という。)は、令和3年9月7日午後2時過ぎ頃、本件名簿を閲覧するため、  
20 a町役場を訪れた(甲2)。

被告B2は、同役場のカウンターにおいて、本件名簿の閲覧申出書及び被告B1とCを候補者閲覧事項取扱者と指定する旨の申出書を作成し、これらをa町選挙管理委員会の事務を取り扱っていた主任主事であるE(以下「E主事」という。)に対し提出した。これを受けてa町選挙管理委員  
25 会は、閲覧申出の要件があるものと認め、候補者閲覧事項取扱者指定の申出を承認し、被告B1及びCは、候補者閲覧事項取扱者となった。(甲

2、11の1、11の5、11の6)

なお、被告B1は、上記申請の際、E主事に対し、本件名簿のコピーの可否を尋ねたところ、E主事は、コピーはできない旨回答した。被告B2は、これらのやり取りを聞いていた。(以上、乙68、69)

5 エ その後、被告B1らは、本件名簿の閲覧場所としてa町役場の副町長室を案内された。その際、被告B1は、ノートパソコン、タブレット端末及びタブレット端末用の外付けキーボードを持ち込み、これらを机の上に置いた。被告B2は、被告B1がこれらを机の上に置いたところを見ていた。

(乙68、69、被告B1本人〔2頁〕)

10 また、被告B1は、E主事に対し、手書きによる筆写ではなく、パソコンで入力する方法で書き取りをすることの可否を尋ねた。E主事は、閲覧の方法に関する本件事務処理要綱の規定を確認していなかったため、筆写とパソコン入力とで実質的な違いはないという趣旨の被告B1の発言に対し、パソコンの使用が禁止であると明確に述べることはなく、副町長室を  
15 退室した。(甲11の1〔11頁〕)

被告B1らは、閲覧前に短時間の打合せを行った。その後、被告B2は、他の選挙活動に従事するため閲覧には加わずに退室した。(乙68、69、被告B1本人〔4頁〕、被告B2本人〔3頁〕)

20 オ 被告B1及びCは、令和3年9月7日午後、副町長室において本件名簿を閲覧した。被告B1は、その際に本件撮影行為を行い、一方、Cは、約180人の選挙人の住所及び氏名を手書きで書き取った。(甲2〔16・17頁〕)

被告B1は、閲覧後に用事があったことから、同日午後4時過ぎに退庁をした(乙68、被告B1本人〔17頁〕)。

25 カ 被告B2は、閲覧当日午後4時30分頃、副町長室に戻り、閲覧が終了した旨をE主事に対し伝えたところ、E主事から書き取りをした件数の報

告を求められた。被告B 2は、Cから約180件を書き取った旨を聞き、被告B 1がパソコンの打ち込みにより書き取った件数も同程度であると考え、400件である旨報告した。(甲2〔16頁〕、乙69、被告B 2本人〔4頁〕)

5 (2) 本件送信行為に至る経過等

ア 被告B 1は、令和3年9月7日、本件名簿の閲覧を終え、a町役場から退庁した後、被告B 1、被告B 2及びDの3名が閲覧できるLINEのグループチャットに、本件撮影行為をした旨報告した。これに対して被告B 2は、特段、異議等を述べることはなかった。(乙68、69、被告B 1  
10 本人〔6頁〕、被告B 2本人〔6・14頁〕)

イ 被告B 1は、同日、Dに対し、選挙用はがきの宛名ラベルを作成するため選挙人の氏名及び住所等の情報をまとめるよう依頼し、フェイスブックのメッセージ機能を利用して、撮影した本件名簿の画像データを送信した(本件送信行為)。

15 Dは、前記画像データに記載された選挙人の氏名及び住所を表計算ソフト(エクセル)に入力をして一覧表を作成し、被告B 1、被告B 2及びDのみが閲覧できるメッセージのグループチャットに、前記一覧表を送信し、さらに、令和3年9月21日、被告B 1が撮影した本件名簿の画像データ2枚を送信した(甲2〔17頁〕、乙68)。

20 ウ その後、Dは、宛名ラベルを作成し、選挙用はがきを発送した。なお、選挙用はがきの発送可能枚数の上限は800枚であるところ(公職選挙法142条1項7号)、実際の発送枚数は800枚に達していなかった。(甲11の7〔4頁〕、乙68、被告B 1本人〔6・7頁〕)

(3) 本件撮影行為等の発覚経緯等

25 ア F社の関係者は、令和4年8月22日、被告B 2が同社の新聞記者であったときに使用していたパソコンを開いたところ、被告B 2のフェイ

ブックにログインすることができ、そのメッセージ機能を開いたことにより、被告B 1、被告B 2及びDのグループチャットでのやり取りのほか、削除されずに残っていた本件名簿の画像データ2枚が発見された。

5 イ 神奈川新聞社は、令和4年8月24日、被告B 1が本件名簿を撮影して外部に持ち出し、これを被告B 2ら2名とSNS上で共有していた旨を報道した(甲6、10)。

ウ 被告B 1、被告B 2及びDは、令和4年8月26日及び同年9月2日、  
a 町選挙管理委員会による本件撮影行為等に関する事実聴取に応じ、同  
10 委員長らの立会いの下、グループチャット、本件名簿の画像データ2枚及び  
名簿のエクセルデータを削除した(甲11の4〔28頁〕、11の7〔9  
頁〕)。

エ 被告B 2は、令和4年9月9日、a 町議会議員を辞職した(争いがない)。

2 争点(1) (本件撮影行為等の対象として原告らの個人情報が含まれていたか否  
15 か) について

原告らは、争点(1)に関して、第2の4(1) (原告らの主張) のとおり主張する。

前記認定事実(3)ア及び画像データの体裁からすると、当該画像は、F社の  
関係者が被告B 2のパソコン内に残存していた本件名簿のデータ2枚を保全  
する目的でスクリーンショットにより取得したものであって、本件撮影行為  
20 により取得された画像データと同一のものであると推認することができる。  
そして、当該画像には、原告A 1及び原告A 2の情報が記載されているか  
ら、少なくとも当該原告2名については、本件撮影行為によりその個人情報が  
取得されたものと認められる。

他方で、本件名簿に登載された選挙人の総数は6377人であり (前提事  
25 実(2))、原告ら主張の約1500人はその4分の1未満にとどまる。また、  
被告B 1は、自身が撮影した本件名簿は約40ページ、約800人分である

旨供述しているところ（被告B 1 本人〔5 頁〕）、撮影の目的が選挙用はがきの送付先情報の取得にあったこと、公職選挙法1 4 2 条1 項7 号により発送可能枚数の上限が8 0 0 枚であり、実際の発送枚数も8 0 0 枚に達していなかったこと（認定事実(2)ウ）に照らすと、被告B 1 の前記供述は目的及び客観的事実と整合し、一応の合理性が認められる。そうすると、6 3 7 7 人も  
5 の選挙人情報が登載された本件名簿のうち、本件撮影行為の対象として原告A 1 及び原告A 2 以外の原告らの個人情報が含まれていた可能性は、相当程度限定的であったというべきである。

証拠（甲1 1 の4〔4 0 頁〕、甲1 1 の7〔2 頁〕、乙1 0〔2 7・2 9  
10 頁〕）によれば、一覧表及び宛名ラベルは、前記画像データのほか、閲覧当日のCによる書き取り、電話帳及び支援者カード等、複数の情報源を基に作成されたものであると認められるから、これらに原告A 1 及び原告A 2 以外の原告らの情報が記載されているからといって、それらが直ちに本件撮影行為によって取得されたものであると推認することはできない。そして、その他に、原告A 1 及び原告A 2 以外の原告らの個人情報  
15 が本件撮影行為によって取得されたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

原告A 3（原告番号2 1）と原告A 4は、原告A 3 及びその家族、並びに原告A 4 とその家族（原告番号3 1 ないし3 3）に、被告B 2 の選挙用はがきが送付された旨供述をする（甲2 5、2 6、原告A 4 本人〔1 頁〕、原告A  
20 3 本人〔2・3 頁〕）が、当該選挙用はがきが証拠として提出されていない上、仮に選挙用はがきが送付された事実があったとしても、前記のとおり、送付先住所は複数の情報源から取得されたものであるから、はがきの送付の事実のみをもって、当該原告らの情報が本件撮影行為によって取得されたと推認することはできない。

25 以上のとおり、本件撮影行為等の対象として原告A 1 及び原告A 2 の個人情報が含まれていたことは認められるものの、その余の原告らについては、

本件撮影行為等の対象としてその情報が含まれていたと認定することはできない。

したがって、原告らの上記主張は、原告A 1及び原告A 2に関する限度で理由があるが、その余の主張は理由がない。

5 3 争点(2) (本件撮影行為等の不法行為該当性) について

(1) 本件名簿に記載されていた選挙人の氏名、性別、生年月日、住所等の個人情報  
10 情報は、一般に、本人が他者にみだりに開示されたくないと考えるのが自然  
であり、その期待は法的に保護されるべき利益に当たる。

そして、本件名簿の閲覧は、公職選挙法28条の2及び本件事務処理要綱  
10 に基づき、所定の手続の下で必要な限度で認められるにすぎず、また、公職  
選挙法28条の4第1項に基づき、本件名簿に記載された事項を取り扱うこ  
とができるのは、申出者及び候補者閲覧事項取扱者等として承認を受けたも  
のに限られる。そして、本件撮影行為は、選挙用はがきの宛名ラベルを作成  
15 するために行われたもので、撮影された本件名簿の画像データは、本件送信  
行為をもって、申出者及び候補者閲覧事項取扱者でないDに送信されて流通  
に置かれた。弁論の全趣旨によれば、本件撮影行為等は、原告A 1及び原告  
A 2の承諾を得ないでされたものと認められる。

したがって、本件撮影行為等は、個人情報のみだりに第三者に開示されな  
20 いという原告A 1及び原告A 2の法的利益を違法に侵害するものであって  
不法行為に該当すると解するのが相当である。

(2) これに対し、被告B 1及び被告B 2は、争点(2)に関して、第2の4(2) (被  
告B 1及び被告B 2の主張) のとおり主張する。

しかし、本件撮影行為等は、原告A 1及び原告A 2の承諾を得ないでされ  
たもので、本件送信行為による送信先であるDは、申出者でも候補者閲覧事  
25 項取扱者でもない第三者である。そうすると、被告B 1及び被告B 2による  
閲覧それ自体は、適法な手続によるもので本件名簿の登載者に閲覧を受任す

る義務があるとしても、また本件事務処理要綱が行政機関内部の内規であるとしても、原告A 1及びA 2の承諾がない本件撮影行為等が、当該原告2名の上記法的利益を違法に侵害することを否定できるものではない。

したがって、被告B 1及び被告B 2の上記主張は採用することができない。

5 4 争点(3) (被告B 2が被告B 1と共同して本件撮影行為等をしたか否か) について

(1) 前記認定事実(1)ウないしオによれば、被告B 1らが予定していた閲覧時間は約2時間程度であり、書き取り作業を行うとされていた者は被告B 1とCの2名のみであったこと、被告B 1は、午後4時過ぎには退庁する予定があり、閲覧時間はさらに制約されていたことが認められる。本件名簿の閲覧目的は、選挙用はがきの送付先住所を取得するというものであって、相当数の選挙人情報を取得する必要があるところ、手書き又はパソコン入力を前提とすると、被告B 1らが予定していた時間と人員は、これに不足していることは明らかである。

15 そうすると、タブレット端末を持参していた被告B 1は、当初から書き取りではなく、撮影の方法により選挙人情報を取得する意図を秘して本件名簿の閲覧に臨んだものと推認するのが相当である。

(2) そして、被告B 2は、閲覧に先立ち、被告B 1と打合せを行っており、閲覧の方法について意思を通じる機会を有していたこと (認定事実(1)エ)、被告B 1がタブレット端末を持参していることを認識していたこと (前同)、閲覧終了後、被告B 1から撮影の事実を告げられたのに、これに何ら異議を述べることはなく、本件撮影行為に係る画像データや一覧表を、自身もメンバーとなっているLINEやメッセージャーのグループチャットで共有して、宛名ラベル等を作成するやり取りに関与していたこと (認定事実(2)ア及びイ) が認められる。

これらの事情を総合すれば、被告B 2は、本件名簿の閲覧に先立ち、被告

B 1 が撮影の方法により情報を取得し、かつ、これをDに提供する意図があることを認識した上で、これを容認していたと認めるのが相当である。

したがって、被告B 2は、被告B 1 と共同して本件撮影行為等をしたものと認められる。

- 5 (3) これに対して被告B 1 及び被告B 2は、争点(3)に関して、第2の4(3) (被告B 1 及び被告B 2の主張) のとおり主張し、被告B 1 本人もこれに沿う供述をする (乙68、被告B 1 本人 [2ないし4頁])。

しかしながら、前記のとおり、本件名簿の閲覧における時間及び人員は、書き取り作業を行うには不十分であったことに加えて、被告B 1は、閲覧終  
10 了後、撮影した画像データをDに送信し、宛名ラベルの作成作業に円滑に移行しているところ、その作業経過はあらかじめ撮影による情報取得を予定していたことと整合的である。そして、(2)で認定する事情は、被告B 2が、被告B 1が当初から撮影の意図を有しているのを認識していたとみるべき十分な事情である。被告B 1が本件撮影行為を開始したのが、被告B 2の退室後  
15 であったからといって、被告B 1が当初から同認識していたことを否定できるものではない。

そうすると、外付けキーボードを持参していたとの一事情をもって、(1)、(2)の認定判断を左右することはできない。

よって、被告B 1 及び被告B 2の上記主張は採用することができない。

- 20 (4) したがって、被告B 1 及び被告B 2は、原告A 1 及び原告A 2に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、その損害を賠償する責任を負うというべきである。

- 5 争点(4) (本件名簿の閲覧に関する被告 a 町職員の過失及び違法性の有無) について

25 前記前提事実(1)記載のとおり、被告B 2は、本件名簿閲覧当時、 a 町議会議員選挙に立候補しようとする者であり、被告B 1は、 b 町議会議員を務める公

職者で、かつ、選挙活動の経験を有する者であった。そうすると、同人らは、Dに画像データを提供することを前提に本件撮影行為を行うことが公職選挙法及び本件事務処理要綱に違反するものであることを当然に認識すべき立場にあったといえる。また、前記認定事実(1)エ記載のE主事と被告B 1とのやり取りからすると、E主事は、被告B 1がパソコンに入力する方法で閲覧を行う意向を有していたことは認識していたといえるものの、その他に、電子機器による撮影を疑わせるようなやり取りがあったことは何らうかがえない。そうすると、かかる事情の下で、E主事が、被告B 1及び被告B 2があえて法令及び本件事務処理要綱に反する本件撮影行為等を行うことを具体的に予見することは困難であったというべきであるから、閲覧に先立ち、E主事に撮影機能を有するタブレット端末等の電子機器の所持の有無を確認し、必要に応じて当該機器を預かるという職務上の義務があったということはできず、同人の対応に過失及び国賠法1条1項の違法があるということとはできない。

よって、原告らの被告a町に対する請求は、その余について判断するまでもなく理由がない。

## 6 争点(5) (原告らの損害の有無及び額) について

### (1) 慰謝料

本件名簿は、公職選挙法や本件事務処理要綱に定められた所定の手続の下で選挙の立候補者等が閲覧することが認められている。また、氏名、性別、生年月日、住所等の情報は、個人を識別するための情報でもあるから、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者に開示することが予定されている事項であり、秘匿されるべき必要性が特に高いとは言えない。

これらの事情に加えて、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、原告A 1及び原告A 2の精神的苦痛に対する慰謝料額は、各3000円と認めるのが相当である。

### (2) 弁護士費用

弁護士費用については、前記(1)の慰謝料額の1割に当たる300円をもって、共同不法行為と相当因果関係のある損害とみるのが相当である。

(3) 合計額

前記(1)及び(2)の合計額は、各3300円となる。

5 第4 結論

以上によれば、原告A1及び原告A2の各請求は、被告B1及び被告B2に対し、連帯して、共同不法行為に基づきそれぞれ3300円及びこれに対する不法行為後の日である令和3年9月26日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の  
10 請求（被告a町に対する請求を含む。）は理由がないから棄却し、その余の原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

15

裁判長裁判官 前 澤 功

裁判官 金 久 保 茂

20

裁判官 北 川 齊 佳

関係法令等の定め

第1 公職選挙法

- 1 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の  
5 期日後5日に当たる日までの間を除き、政治活動（選挙運動を含む。）を行うた  
めに、公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候  
補者等」という。）から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出  
があつた場合には、その活動に必要な限度において、選挙人名簿の抄本の閲覧  
10 の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者に選挙人名  
簿の抄本を閲覧させなければならない（公職選挙法第28条の2第1項前段）。
- 2 公職の候補者等である申出者は、選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事  
項（以下「閲覧事項」という。）の利用の目的を達成するために当該申出者及び  
閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、公職選挙法  
第28条の2第1項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者と  
15 して当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に  
申し出ることができる（公職選挙法第28条の2第4項）。
- 3 公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理  
委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認する  
ものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指  
20 定した者（当該承認を受けた者に限る。「候補者閲覧事項取扱者」という。）に  
その閲覧事項を取り扱わせることができる（公職選挙法第28条の2第5項）。
- 4 申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、  
当該閲覧事項を、当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者  
以外の者に提供してはならない（公職選挙法第28条の4第1項）。
- 25 5 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のため  
に使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布

することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない（公職選挙法142条1項柱書）。

7号「町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届  
5 け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人  
について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員  
会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚」

## 第2 a 町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱

a 町選挙管理委員会は、上記事務処理要綱（甲3。以下「本件事務処理要綱」  
10 という。）において、閲覧の具体的方法を定めている。それによれば、①選挙活動  
を含む政治活動を目的とする閲覧をしようとする場合は、申出書を提出すること  
（3条）、②選挙人名簿抄本の閲覧は、読取り又は筆記に限り認められ（9条1  
項）、カメラ及びカメラ付携帯電話その他の機器による撮影や複写機等によるコ  
15 ピーは認められないこと（同条2項）、③閲覧後は、選挙管理委員会が申出書に記  
載された閲覧対象の選挙人の範囲と、閲覧者が閲覧した事項が一致しているかを  
確認し、一致しない場合は、申出範囲以外の部分を抹消させること（10条）な  
どが定められている。

以 上